

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT河川浚渫工）の試行要領 【発注者指定型】

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICT活用工事（ICT河川浚渫工）【発注者指定型】」（以下、「ICT河川浚渫工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT活用工事）

第2条 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑥）においてICTを活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量（※）

（※）従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～2)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 2) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

④ 3次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術（河川浚渫工）
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術（河川浚渫工）
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術（河川浚渫工）

⑤ 出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥ 納品

①～⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

(対象とする工事)

第3条 ICT河川浚渫工の試行対象工事は、設計額5,000万円以上かつ、下記工種による浚渫土量2,000m³以上の全ての発注工事を対象とする。

- 1) 浚渫工（バックホウ浚渫船）
 - ・浚渫船運転工

(試行対象工事の報告)

第4条 ICT河川浚渫工を指定型として発注する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。

- 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

(発注)

第5条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、ICT施工にかかる経費を計上する。

- 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告にICT河川浚渫工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

(設計変更)

第6条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成を設計変更により計上する。

(工事成績)

第7条 ICT河川浚渫工を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。

(監督・検査)

第8条 ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施 工	1	音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）
	2	施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）
検 査	3	音響測深機器を用いた監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）
	4	施工履歴データを用いた監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

令和元年8月22日改定（令和元年9月1日適用）